

再処理工場の変更に係る確認結果について

平成30年4月
青森県原子力安全対策課
六ヶ所村原子力対策課

1 はじめに

日本原燃株式会社では、再処理工場に関し、平成25年12月18日に施行された「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「新規制基準」）へ適合させるため、青森県及び六ヶ所村の事前了解の下、国に対し、平成26年1月7日に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく再処理事業の変更許可申請を行い、これまで適合性審査が行われてきた。

今般、適合性審査における指摘事項等を踏まえ、国に対して事業変更許可申請の12次補正書提出を予定しており、これに先立ち、「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」第4条の規定に基づく、施設の変更に係る事前了解の申入れがあった。

このため、青森県及び六ヶ所村は、変更内容について日本原燃株式会社から説明を受け、以下のとおり確認を行った。

2 変更内容

溶液の蒸発乾固に対する対策としては、これまで主に可搬型フィルターによる除去により、放射性物質の放出量を低減することとしていたが、放出量の更なる低減のため、溶液の沸騰により発生する放射性物質を含む蒸気を冷却し、凝縮水として回収するための凝縮器を設置する。

設置する凝縮器の基数は以下のとおり。

対象建屋	設置基数
前処理建屋	2基
分離建屋	1基
精製建屋	2基
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	2基
高レベル廃液ガラス固化建屋	2基

3 確認結果

今般新規制基準に対応するため、追加対策として実施する「蒸発乾固対策に係る凝縮器の設置」については、再処理工場の処理能力・貯蔵能力、被ばく評価の変更を伴うものではなく、また、既設備の機能・性能に影響が及ぶものではないことを確認した。